

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

1. 交付金額

- 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。
- 交付単価は、取組状況や地域に応じて異なります。詳細は、市町村に確認してください。
- 加算措置については、「4. 加算措置」の項目で整理します。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ☐

広域活動組織は、「○」を記入してください。

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900 a	2,000 円/10a	180,000円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		1,560,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

【R7変更点】

- 交付単価の欄には、基礎単価が表示されています。
- 交付単価は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、該当する条件を選択すると、自動で計算されます。手書きの場合は、次ページに示す方法で算出してください。)

・複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入してください。

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575 a	1,800 円/10a	823,500円
畑	925 a	1,080 円/10a	99,900円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		923,400円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①のみ該当(修正なし) ☐ ②のみ該当(単価×0.625) ☐

①②に該当(単価×0.75) ☐ 該当なし(単価×5/6) ☐

※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等)が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒ ☐

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,575a	4,400 円/10a	2,013,000円
畑	925a	2,000 円/10a	185,000円
草地	a	400 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		2,198,000円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○ (単価×5/6) ⇒ ☐

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒ ☐

集落数×200万円

【R7変更点】

- 資源向上支払(長寿命化)の交付単価は、広域活動組織であっても、直営施工を実施しない場合は5/6となりました。

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

(都道府県向け記述)

- ・下表は都府県の交付単価です。
- ・都道府県において別途交付単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

交付額の算定方法 ①基礎単価

【交付単価】

単位：円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	①	②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑※1	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地※2	250	240	200	180	150	400	333

①：事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。

②～⑤：資源向上支払交付金(共同)は、①の農地維持支払交付金と併せて取り組むことが基本となります。

③：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。

④：農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。

⑤：資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。

⑦：直営施工を実施しない活動組織にあっては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。**【R7変更】**

※1 畑には樹園地を含みます。 ※2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

【交付額の算出方法】

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田：5,000.4a、畑：4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田：5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑：4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田：5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑：4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計：2,499,800 円

2. 組織の広域化・体制強化の計画

- ・ 広域活動組織の設立、活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）、**広域活動組織における活動支援班の設置【R7拡充】**を行う場合は、実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化		活動支援班の設立	
実施予定年度	令和	年度	令和	年度	令和	9 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關与する法人のことです。

加算措置「広域化・体制強化に対する支援」又は「（活動支援班加算）」を活用する場合は、「4. 加算措置」の様式に整理します。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 ☐ 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 ☐ 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域(対象農用地)内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地(※)が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。(令和元年度より資源向上支払交付金も対象)

- (※)都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例
- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
 - ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地
 - ・多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

3. 活動の計画 (1) 農地維持支払

- ・ 農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。
- ・ 「1 点検」及び「4～15 各実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目を毎年度実施する必要があります。ただし、「実践活動」の一部の活動項目については、点検結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記

活動区分	活動項目	計画
点検・計画策定	1 点検	○
	2 年度活動計画の策定	○
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上
実践活動	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	○
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施
	7 水路の草刈り	○
	8 水路の泥上げ	○
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	10 農道の草刈り	○
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施
	13 ため池の草刈り	○
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等発生時に実施
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動		※必ず選択してください。

・「点検」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目に「○」を記入してください。

・「1 点検」は、活動計画書に位置付けた全ての農用地、水路、農道、ため池について、毎年度実施する必要があります。

・「1 点検」、「2 年度活動計画の策定」、「4～15 各実践活動」については、毎年度実施する必要があります。

「3 研修」は全ての対象組織で、
・事務・組織運営等に関する研修
・機械の安全使用に関する研修
の両方を、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

【R7変更点】

・これまで実施予定月を記入する様式でしたが、実施有無のみを記入する様式に変更しました。
・実施するものに「○」を記入してください。
(次ページ以降も同様)

【R7変更点】

・必須項目等には記入欄横に注意書きを表示しています。パソコンで入力する場合、記入状況に応じて注意書きが消えるよう設定しています。
(次ページ以降も同様)

地域資源保安全管理構想の策定に向けて、「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」を毎年度実施する必要があります。
具体的な内容は、次ページのとおりで

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」
「9 水路附帯施設の保守管理」
「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は「対象施設なし」又は「－」と記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

- ・ 担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。
- ・ 目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保安全管理のための推進活動）
- ・ それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保安全管理構想（※）」を取りまとめる必要があります。
- ・ ただし、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画において、別記1－4の第4の2に定める地域資源保安全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保安全管理構想を作成したとみなすことができます。

※「地域資源保安全管理構想」とは

「地域資源保安全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想として取りまとめるものです。（詳細は、98ページ以降）



地域資源保安全管理構想の策定に向けた「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

- | | |
|---|---|
| ☐ ①中心経営体との役割分担による保安全管理 | ☐ ④集落間連携や広域的活動による保安全管理 |
| ☐ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理 | ☐ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理 |
| ☐ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理 | ☐ ⑥その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|---|
| ☐ ①農地の利用集積に伴う管理作業 | ☐ ④共同利用施設の保安全管理 |
| ☐ ②高齢農家の農用地に係る管理作業 | ☐ ⑤その他 <input type="text"/> |
| ☐ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|---|
| ☐ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | ☐ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| ☐ ②入り作等の近隣の担い手との協力 | ☐ ⑥集落間の連携や広域的な活動 |
| ☐ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | ☐ ⑦その他 <input type="text"/> |
| ☐ ④新たな保安全管理の担い手の確保 | |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催 | ☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| ☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | ☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催 |
| ☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等 | ☐ 23. その他 <input type="text"/> |
| ☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | |

4)に示す17～23が「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」の活動内容です。農地維持支払の交付を受ける場合、必ず毎年度実施する必要があります。
番号は、106ページ以降に示す活動項目番号表の一連の番号になっています。

3. 活動の計画 (2) 資源向上支払(共同)

- 地域資源の質的向上を図る共同活動は、「1) 施設の軽微な補修」、「2) 農村環境保全活動」、「3) 多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

1) 施設の軽微な補修

- 「計画策定・機能診断」、「研修」、「実践活動」で構成されます。機能診断及び実践活動は、活動計画書に位置付けた施設に該当する全ての項目を毎年度実施する必要があります。
- ただし、実践活動については、機能診断の結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

2) 農村環境保全活動

- 活動指針に定められたテーマ(※)を1つ以上選択し、テーマに該当する計画策定及び実践活動を毎年度実施する必要があります。

※農村環境保全活動のテーマ

「生態系保全」、「水質保全」、「景観形成・環境生活保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」、「資源循環」

(2) 資源向上支払(共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※毎年度実施するものに○を記入してください

活動区分	活動項目	計画
施設の軽微な補修	機能診断	
	24 農用地の機能診断	○
	25 水路の機能診断	○
	26 農道の機能診断	○
	27 ため池の機能診断	○
	28 年度活動計画の策定	○
	研修	
	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施
農村環境保全活動	実践活動	
	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
	31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
	32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
	33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
	計画策定	
	34 生物多様性保全計画の策定	○
	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○
農村環境保全活動	実践活動	
	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○
	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	○
	38 資源循環計画の策定	○
	39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	○
	45 植栽等の景観形成活動(景観形成・生活環境保全)	○
啓発・普及	51 啓発・普及活動	○

・「機能診断」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目に「○」を記入してください。

・「計画策定・機能診断」、「実践活動」は毎年度実施する必要があります。ただし、実践活動については、機能診断結果に基づいて実施します。

「24～27 機能診断」は、活動計画書に位置付けた全ての施設の劣化状況等を早期に発見できるよう、施設等の状況確認を毎年度実施する必要があります。

「29 研修」は、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

・一つ以上のテーマについて、該当する「計画策定」欄と「実践活動」欄を記入してください。

・「実践活動」欄については、106ページの活動項目番号表から実施する「活動項目番号」及び「活動項目」を記入してください。(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

・計画策定、実践活動共に毎年度実施する必要があります。

・資源向上支払(共同)に取り組む場合、毎年度実施する必要があります。

・「51 啓発・普及活動」は、広報活動、啓発活動に関する活動、地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動が該当します。

3. 活動の計画 (2) 資源向上支払(共同) (続き)

3) 多面的機能の増進を図る活動

- ・ 取組は任意です。取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意) ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用	○
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	○
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	この線より上に行を挿入してください。	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	○

毎年度実施するものに「○」を記入してください。

【R7変更点】

「58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施」
「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」
が追加となりました。

下の太枠内も記入してください。

「56 農村環境保全の幅広い展開」
「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」
「59 都道府県、市町村が特に認める活動」
を選択した場合は、様式下の太枠内にも記入してください。

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。
ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

- ・「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合、毎年度実施する必要があります。
- ・ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域に該当する場合は、実施を必ずしも求めるものではありません。
- ・「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は、活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口拡大のための、パンフレット等の作成・頒布、看板の設置、ホームページの開設・更新等の活動が該当します。

【R7変更点】

名称を「広報活動・農村的関係人口の拡大」から「広報活動・農村関係人口の拡大」に変更しました。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加

○

・・・追加する農村環境保全活動

水田貯留・地下水かん養

②「高度な保全活動の実施」

・・・高度な保全活動の活動項目

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し

20 a

冬期湛水

300 a

夏期湛水

0 a

中干し延期

15 a

江の設置（作溝実施）

0 a

江の設置（作溝未実施）

0 a

- ・「56 農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合、①、②のいずれかを選択の上、該当する活動を記入してください。
- ・①の場合、「追加する農村環境保全活動」には、追加で実施するテーマを記入してください。
- ・②の場合、要領別記1-2の第4の4を参照し、実施する活動を記入してください。
(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

【R7変更点】

「多面的機能の増進を図る活動」においては、取組面積に関する要件はありませんが、実施状況を把握するため、計画面積を入力してください。

3. 活動の計画 (3) 資源向上支払(長寿命化)

- 施設の長寿命化のための活動は、機能診断の結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組めます。
- 工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、都道府県の要綱基本方針に基づき、「長寿命化整備計画書」(様式第1-4号)(48ページ)を作成します。

※ 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意してください。

- ☑ 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- ☑ 費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。
※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。
「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

活動内容			延べ数量		左記が水路の場合、うち排水路延長	
施設区分	活動項目	内容	(各単位)		(各単位)	
水路	61 水路の補修	水路〇ー〇の老朽化部分の目地補修	0.03	km	0.03	km
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.24	km		km
水路	62 水路の更新等	ゲートの更新	0.01	km		km
農道	63 農道の補修	農道〇ー〇の路肩及び法面の補修	1.54	km		
ため池	66 ため池（附帯施設）の更新等	ゲートの更新	3.00	箇所		
ため池	66 ため池（附帯施設）の更新等	転落防止柵の設置	1.00	箇所		

この線より上に行を挿入してください。

この線より上に行を挿入してください。

☆直営施工の実施方針について

全部直営施工又は一部直営施工を実施する

○直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この表の下部に記載してください。(別紙でも可。)(実施要領第1の2の(4)又は第2の2の(4)に基づく)

・活動計画書に位置付けた農用地及び施設について、機能診断の結果に基づき、5年間の活動期間で計画的に実施する活動を記入してください。
・106ページの活動項目番号表から、実施する「活動項目番号」及び「活動項目」を記入してください。(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

【R7変更点】

対象施設ごとの施設単位を統一しました。「水路」「農道」でゲート等を「1箇所」施工する場合は「0.01km」と記入してください。なお、既に認定を受けている事業計画書(活動計画書)について、これに係る変更の届出は不要です。

施設数量は、「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入してください。

【R7変更点】

排水路には、水路のうち排水機能を有する水路(反復利用等が行われる用排水兼用水路を含む)の数量を記入してください。

直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入してください。

【R7変更点】

選択肢を2つに削減しました。

4. 加算措置

- 資源向上支払（共同）を実施する活動組織において、加算措置を受けようとする場合は、活動計画書の「4. 加算措置」を記入します。

一部加算措置の廃止について【R6変更】

令和6年度、加算措置のうち「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」が廃止されました。

なお、令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

一部加算措置の追加について【R7拡充】

令和7年度、加算措置のうち「環境負荷低減の取組への支援」（通称：みどり加算）及び「組織の体制強化に対する支援」（通称：活動支援班加算）を創設しました。

詳しくは、42～45ページを参照してください。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	○
農村協働力の深化に向けた活動への支援	
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	
環境負荷低減の取組への支援	○
組織の体制強化に対する支援	○
組織の広域化・体制強化に対する支援	

【R7変更点】

- ・わかりやすさのため、加算措置の一覧を設けました。
- ・「環境負荷低減の取組への支援」、「組織の体制強化に対する支援」が追加となりました。

→（40ページへ

→（2）へ

→（41ページへ

→別葉（6）へ

→（42ページへ

→（45ページへ

4. 加算措置 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(通称:増進加算)【R1拡充】
- 組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。
 - 新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

加算対象となる例

【加算対象となる例】

直近の活動計画
活動項目数0

➡

新たな活動計画
活動項目数2以上

直近の活動計画
活動項目数1

➡

新たな活動計画
活動項目数2以上 等

【加算対象とならない例】

直近の活動計画
活動項目数0

➡

新たな活動計画
活動項目数1

直近の活動計画
活動項目数2

➡

新たな活動計画
活動項目数2以下 等

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

- ★適用条件
- 活動を継続する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)
- 新規の組織 … 本事業計画の活動項目数 2つ以上

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用	○	○
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	○	
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○	
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

活動計画書の「3. 活動の計画 (2) 2) 多面的機能の増進を図る活動」において、選択した取組に「○」を記入してください。(パソコンで入力する場合は、自動で記入されます。)

活動を継続中の組織は、前年度又は変更前の取組に「○」を記入してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575a	300 円/10a	137,250円
畑	925a	180 円/10a	16,650円
草地	a	30 円/10a	円
合計	5,500a		153,900円

※対象農用地面積とは、交付される農用地の面積のことです。切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付に該当する場合は、本加算措置に減額されます。

・加算を受ける対象農用地面積を記入してください。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2) 資源向上支払(共同)」で記入した面積が、自動で記入されます。必要に応じて修正してください。)

・対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

【R7変更点】

- ・交付単価(加算単価)の欄には、基礎単価が表示されています。
- ・交付単価(加算単価)は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2) 資源向上支払(共同)」で記入した条件に応じて、自動で計算されます。手書きの場合は、46ページに示す方法で算出してください。)

4. 加算措置 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援
(通称:田んぼダム加算)【R3拡充】

- 「田んぼダム」(※)に以下の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

＜広域活動組織における加算措置の要件＞

事業計画最終年度までに、集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において田んぼダムに取り組むこと

※ 「田んぼダム」とは
大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組のことです。



(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

- ★適用条件
- ①資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を行っていること。
 - ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を行っていること。
(実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。)

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和 7 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和 8 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和 9 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和 10 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和 11 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	22,312a	12,000a	300 円/10a	669,360円	54%

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	11,000 a	6,000 a	55%	
B	5,800 a	3,000 a	52%	
C	2,712 a	1,500 a	55%	
D	2,800 a	1,500 a	54%	

- d 活動実施区域位置図
別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり
※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

市町村が策定する「水田貯留機能強化計画」に基づいて記載してください。

田んぼダム加算に取り組む初年度から、活動組織の対象農用地面積のうち、田面積全体が加算対象面積となります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した面積が、自動で記入されます。)

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

面積が一致しているか確認してください。

【R7変更点】
・交付単価(加算単価)の欄には、基礎単価が表示されています。
・交付単価(加算単価)は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した条件に応じて、自動で計算されます。手書きの場合は、46ページに示す方法で算出してください。)

田んぼダム加算に取り組む場合、
活動計画書の「3. 活動の計画 (2)1)農村環境保全活動」のうち、テーマ「水田貯留機能増進・地下水かん養」
又は
活動計画書の「3. 活動の計画 (2)2)多面的機能の増進を図る活動」のうち、「55 防災・減災力の強化」
のいずれかを選択し、当該活動項目の中で田んぼダムに取り組んでください。

4. 加算措置 環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)【R7拡充】

- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う対象取組(※1)について、取組面積(※2)に対し、交付します。

＜加算措置の要件＞

- ① 対象取組について、各取組の要件(次ページ)を満たすこと(毎年度実施)。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと(毎年度実施)。
- ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

※1 対象取組

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、
中干し延期、江の設置等

※2 取組面積

交付対象面積は、取組を実施する面積(畦畔
及び法面面積を含めない)です。

- 同一ほ場で複数の取組を実施した場合も、受けられる加算は1つの取組分のみです。

(別表)
(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施時期

取組項目		化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期	作物名	栽培時期		
長期中干し	6 月 ~ 7 月	水稻	4 月 ~ 9 月		
冬期湛水	12 月 ~ 2 月	水稻	4 月 ~ 9 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		

※必要に応じて欄を追加してください。

「作物名」は水稻、麦、豆、いも、野菜、
なたね等を記入してください。(パソコン
で入力する場合、プルダウン選択でき
ます。)

・「計画面積」は、畦畔、法面を含まない
本地面積を、小数点以下を切り捨て、
整数で記入してください。

・「計画面積」は、取組ごとに、2年目以
降の取組面積が初年度の取組面積を
下回らず、終了年度の取組面積が初年
度の取組面積を上回る必要があります。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	100a	101a	101a	101a	101a	800 円/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期湛水	50a	50a	55a	60a	70a	4,000 円/10a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	150a	151a	156a	161a	171a		28,000円	28,080円	30,080円	32,080円	36,080円	

※計画面積は、対象活動別(同一の対象活動であっても、単価毎)に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

※計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※資源向上支払(共同)の活動期間の途中からみどり加算に取組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」の通り

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ) 添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

環境負荷低減の取組の取組要件（増進活動※1、みどり加算共通）

※1 多面的機能の増進を図る活動の
i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

<取組要件>

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

○長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
- ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。

※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

参考：5割低減の取組（みどり加算）

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減※¹する取組です。

※¹ 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【算定の仕方】

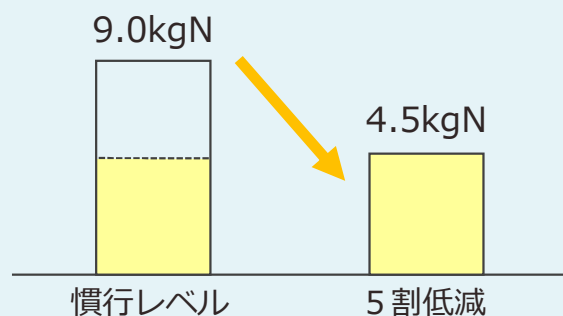
低減割合の比較に用いる慣行レベル※²は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※² 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

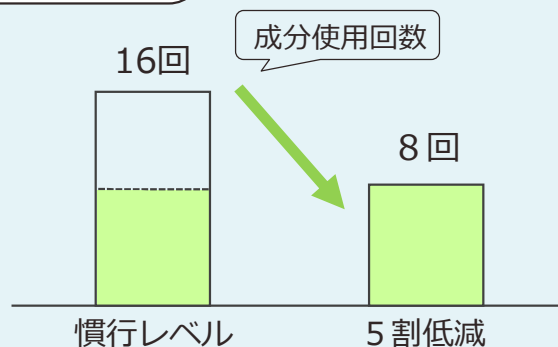
化学肥料



計算の仕方

NK化成
 $30 \text{ kg} / 10\text{a} \times 15\% = \underline{4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}}$
 ↑
 窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分＝2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分＝1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分＝2
除草剤（1成分）	3回×1成分＝3

成分使用回数合計 8回

5割以下になるよう取り組んでください

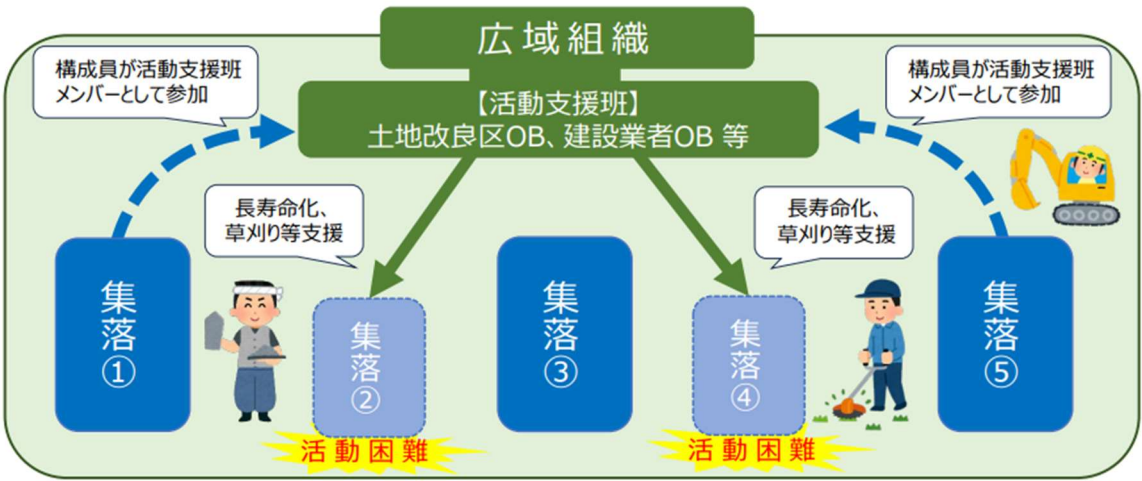
4. 加算措置【参考】組織の体制強化に対する支援(通称:活動支援班加算)【R7拡充】

- ・ 広域活動組織を設立し、活動支援班（※１）を設置する場合、40万円／広域活動組織を交付します。
- ・ なお、令和６年度までに既に広域活動組織が設立されている場合は支援の対象外（※２）です。

※１ 「活動支援班」とは
広域活動組織において、複数の集落をまたいで共同活動を行う班のことです。
活動支援班は、複数の活動組織の構成員で構成します。

※２ ただし、既に設立されている広域活動組織が他の活動組織と統合する等により認定農用地を拡大する場合、拡大前の認定農用地面積が拡大後の認定農用地面積の20%以下であれば、支援を受けることができます。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 9 年度	400,000 円/広域活動組織

広域活動組織の設立及び活動支援班の設置を行う年度を記入してください。交付は記入した年度の1年限りです。

(都道府県向け記述)

- ・下表は都府県の交付単価です。
- ・都道府県において別途交付単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

交付額の算定方法 ②資源向上支払交付金(共同)

【加算単価】

単位:円/10a

地目	増進加算 詳細は40ページ		田んぼダム加算 詳細は41ページ	
	①	② =①*0.75	③	④ =③*0.75
田	400	300	400	300
畑※ ¹	240	180	-	-
草地※ ²	40	30	-	-

②、④:農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、①、③に0.75を乗じた額を加算単価とする。

①、②:増進加算の適用期間は、加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

③、④:要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

※¹ 畑には樹園地を含みます。

※² 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

単位:円/10a

取組	みどり加算 詳細は43ページ ⑤
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等 (作溝実施)	4,000
江の設置等 (作溝未実施)	3,000

⑤:5年間以上実施した農用地は、⑤に0.75を乗じた額を加算単価とする。(実質、令和12年度以降の適用となります。)

【交付額の算出方法】

(1) (増進加算の例)資源向上支払交付金(共同)の対象農用地面積に、地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 増進加算の交付額の算出

田:5,000a × 400 円/10a = 200,000 円

畑:4,999a × 240 円/10a = 119,976 円

計: 319,976円

(2) (みどり加算の例)資源向上支払交付金(共同)みどり加算の対象農用地面積(畦畔及び法面面積を含めない)に、取組別の交付単価を乗じて算出します。なお、毎年度の交付額は、当該年度 of 取組面積(実績)に対して支払われます。

(算定例)

対象農用地面積 長期中干し:5,000.4a、冬期湛水:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

長期中干し:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

冬期湛水 :4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ みどり加算の交付額の算出

長期中干し:5,000a × 800 円/10a = 400,000 円

冬期湛水 :4,999a × 4,000 円/10a = 1,999,600 円

計: 2,399,600円

7（該当する場合）工事に関する確認書の締結

- 土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う場合は、当該所有者又は管理者と「工事に関する確認書」（様式第1－5号）を交わし、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

（様式第1－5号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

土地改良区等との協議内容に応じて、記載してください。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

- 第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域資源保全会
〇〇県△△市〇町〇-〇-〇
代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区
住 所
理事長 〇〇〇〇

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町村と協議の上、調整を了したもののについて、活動の対象とします。

8（該当する場合）長寿命化整備計画書の作成

- 工事1件当たり200万円以上の工事を実施する場合、該当する工事について、「長寿命化整備計画」（様式第1－4号）を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

（様式第1－4号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

工事1件当たり200万円以上の工事がある場合、
該当する工事については「長寿命化整備計画書」
の作成が必要です。

組織名： _____ ○○地域資源保全会

長寿命化整備計画書

＜留意事項＞
活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。
なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

（1）施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの 概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により 通水機能が喪失。清掃や泥 上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.10km	令和4年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41 年	昭和60 年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁 の倒壊があり、水路の一部区間 が破損している。	シーリング材等を塗布してひび 割れを被覆する。	0.02km	令和4年度	230万円	
3	〇〇揚水機	昭50年 代	-	ゲート 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の 腐食及び水密ゴムの劣化がみ られる。	補修材及び塗料を塗布。 水密ゴムを交換。	0.01km	令和5年度	210万円	

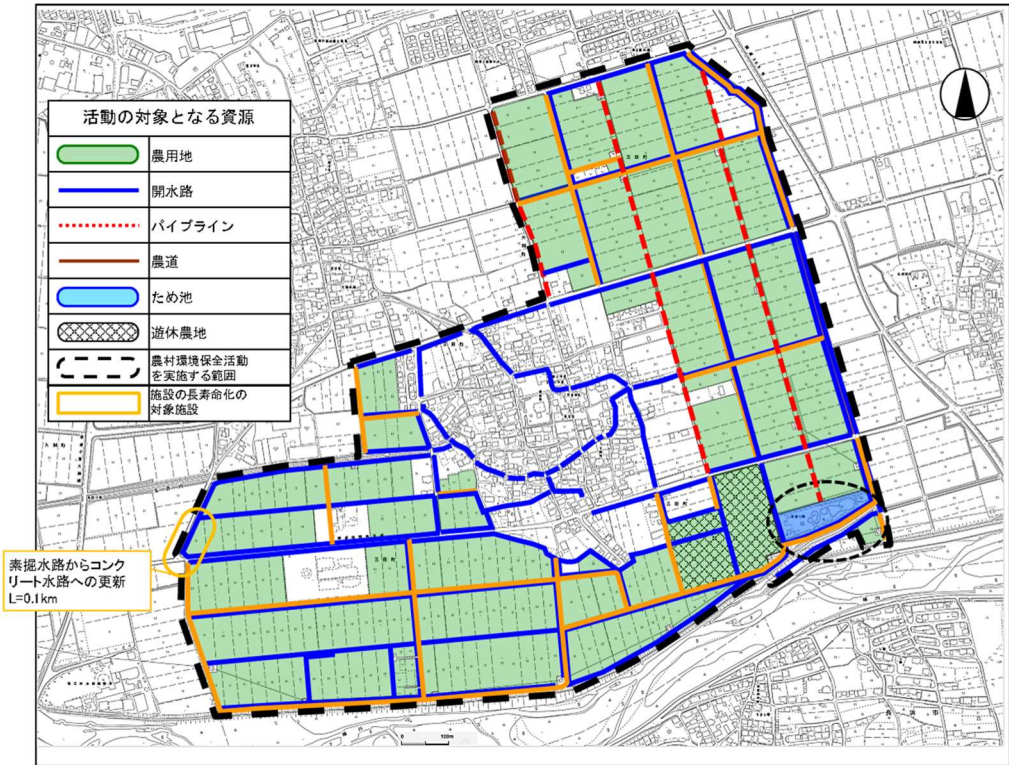
※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。
※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

「改修年度」は、施設の改修又は災害復旧等によっ
て更新が行われた最近の年度を記入してください。
延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

「概算事業費」は10万円単位
で記入してください。

（2）施設の位置図

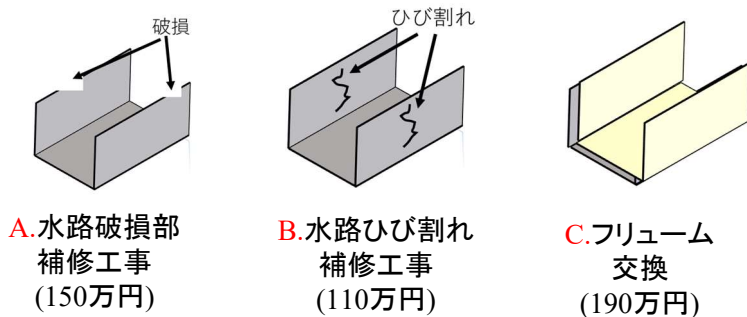
対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



長寿命化に係る工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

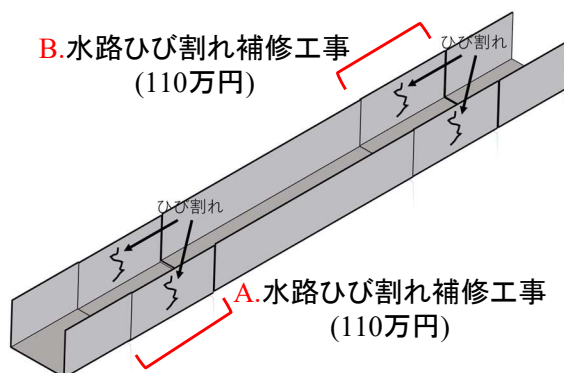
パターン① 異なる路線別に補修工事を一括で発注(450万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,B,Cとも作成不要。

パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事を一括で発注(220万円)



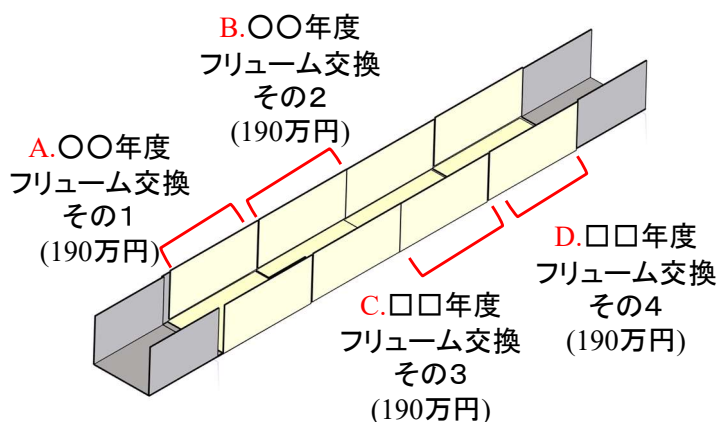
【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,Bとも作成不要。

長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

※ 原則、200万円以上の工事は、他事業による実施を検討すること

パターン③ 同一路線で水路の補修工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



【工事1件の考え方】
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
上記の考え方から作成が必要。ただし、1件当たり200万円以上の工事を実施したい場合は、まずは他事業による実施を検討すること。

※イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

9 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

- 令和7年度から、全ての活動組織が環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート(様式第1-11号)は、事業計画の認定申請時に「申請時(します)」の欄にチェックを入れ、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

※令和7年度が活動計画期間の途中である場合は、チェックシートのみを令和7年度中にできるだけ速やかに提出(変更の届出)する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面 クロスコンプライアンス



申請時(します)の欄にチェック
します。

(様式第1-11号)

農林水産省様式

申請時記入日: 令和7年4月

報告時記入日: 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート

組織名: ○○地域資源保全会

(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☐	☒	☐
② 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☒	☐

(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③ 多面支払(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農業の適正な使用・保管	☐	☒	☐
④ 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農業の使用状況等の記録・保存	☐	☒	☐

(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☒	☐	☐
⑥ 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☒	☐	☐

(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦ 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ ☐	☒	☐

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☒	☒	☐

(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨ 多面支払(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☐	☒	☐
⑩ 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☒	☐

(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☒	☒	☐
⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☒	☒	☐
⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☒	☐	☐
⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	☒	☒	☐

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

10 設立委員会の開催

- ・ 設立委員会（設立総会）を開催し、広域協定の締結、広域協定運営委員会の設置等について、運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

参加者の取りまとめ

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。

協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計し、協定対象区域図面を作成します。

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

広域協定の締結

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例（8ページ）を参考に作成してください。

- ・ 協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関すること
- ・ 協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関すること
- ・ 運営委員会に関すること
- ・ 工事の施工の条件に関すること

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認ください。

- ・ 施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・ 市町村等が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- ・ その他市町村等が必要に応じて規定する事項（施設の譲渡手続き等）

広域協定運営委員会の設立

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

11 広域協定運営委員会の開催

- ・ 広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を、広域協定運営委員会規則に基づき、広域協定運営委員会で決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

別記5－2 運営委員会規則（例）に示す委員会の開催

委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- ・ 委員数の3分の1以上の要求があったとき。
- ・ 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- ・ その他代表が必要と認めたとき。

いずれも委員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

運営委員会開催から議決までの流れ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日、開催方法（対面、書面、オンライン等）等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 委員会の招集を行います。招集に当たっては、運営委員会規則で定める日までに（運営委員会規則例では、開催の7日前まで）、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を委員に通知します。
- 3) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した委員の過半数で決めます。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行ってください。

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決に当たっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2) 役員の解任
- 3) 協定参加団体の除名
- 4) 協定の変更又は廃止

- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会后速やかに、運営委員会規則に定める方法により（運営委員会規則例では、委員会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを協定に参加する集落等の構成員全員に配布する）協定に参加する集落等の構成員全員に確実に周知します。

委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・ 委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行います。地域の事情に応じて委員会の議決方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員で話し合って適切に決めてください。
- ・ 採決に当たっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認してください。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- ・ 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管してください。